

STOP THE 暴力



[平成28年度改訂版]

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

内閣府 男女共同参画局



はじめに

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

その後、平成16年6月に第一次改正、さらに平成19年7月には第二次改正、さらに平成25年6月には第三次改正が行われ、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用されることとなり、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）と改められ、平成26年1月に施行されました。

このパンフレットでは、法律の概要を始め、これまでの法の施行状況や最近の調査結果を掲載するなど「配偶者暴力防止法」についてわかりやすく解説いたしました。

配偶者からの暴力でお悩みの方や行政担当者の方々など幅広くご活用いただければ幸いです。

平成29年3月

(内閣府) 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html